②　減損の兆候が認められるという決定を行った経緯及び理由

広尾センターについては、平成22年12月７日付の閣議決定に基づき、平成24年度以降の国庫納付が決定されていることから、減損の兆候が認められますが、当事業年度末時点において、その処分時期が確定しておらず、引き続き事業の用に供していることから、減損の認識は行っておりません。

大阪国際センターについては、平成22年12月７日付の閣議決定に基づき、平成23年度以降に兵庫国際センターと統合することが決定されていることから、減損の兆候が認められますが、当事業年度末時点において、その処分時期が確定しておらず、引き続き事業の用に供していることから、減損の認識は行っておりません。

ハイツサンライズ607号室他、計112戸の職員住宅については、平成19年度から始まる中期目標期間における「第二次中期計画」、または平成22年12月７日付の閣議決定に基づき処分が計画されていることから、減損の兆候が認められますが、当事業年度末時点において、その処分時期が確定しておらず、引き続き職員住宅の用に供していることから、減損の認識は行っておりません。

４　無償資金協力にかかる贈与資金について

無償資金協力は、日本国政府から贈与資金の交付を受けて、当機構が被援助国政府等との贈与契約に基づき実施しております。平成22年度末の贈与契約に係る贈与未実行残高は156,564,963,971円であります。

キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金は、現金、普通預金、当座預金であります。

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

（平成23年３月31日現在）

現金及び預金	121,419,899,271円
定期預金	△103,500,000,000円
資金の期末残高	17,919,899,271円

⑵　重要な非資金取引の内容

①　ファイナンス・リースによる資産の取得

機械装置	3,858,750円
車両運搬具	4,046,500円
工具器具備品	57,240,888円

②　当事業年度より、資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び資産除去債務に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。これによる資産及び負債の増加額は次のとおりであります。

建物	232,899,280円
資産除去債務	271,316,889円

行政サービス実施コスト計算書関係

公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

引当外退職給付増加見積額のうち21,929,807円は、出向職員（延べ33人）に係る退職給付引当金の当年度増加額を内規に基づき計上しております。

金融商品の状況に関する事項

一般勘定は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定し、資金調達については主務大臣により認可された運営費交付金を主としており、財政融資資金及び金融機関からの借入及び財投機関債の発行は行っておりません。

金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	121,419,899,271	121,419,899,271	0
⑵　未払金	(18,501,946,755)	(18,501,946,755)	0

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

リース取引に関する事項

ファイナンス・リース取引が当期の損益に与える影響額は89,838円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、1,129,117,532円であります。

資産除去債務に関する事項

当機構は、本部ビルについて建物賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間には契約期間を用い５年間、割引率は0.529％を採用しております。

当事業年度において、会計基準適用に伴い資産除去債務に計上した金額は269,889,175円であり、当事業年度末における資産除去債務残高は、上記金額269,889,175円と時の経過による資産除去債務の調整額1,427,714円の合計271,316,889円であります。

不要財産の国庫納付等に関する事項

当事業年度に行った不要財産に係る譲渡取引は、次のとおりであります。

また、当該譲渡取引のうち、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年９月30日外務省令第22号（平成22年11月26日最終改正））の第13条の２「譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引」の指定を受けた取引の譲渡差額、譲渡に要した費用については、独立行政法人会計基準第99を適用し、損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額しております。

⑴　不要財産としての譲渡等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

（単位：円）

資　産　名　称	種　類	譲渡時帳簿価額
東京国際センター八王子別館	建物	0
	構築物	0
	工具器具備品	492,797
	土地	145,212,000
箱根研修所	建物	183,551,889
	構築物	8,534,276
	機械装置	634,528
	土地	36,896,097
区分所有職員住宅（51戸）及び区分所有保養所（３戸）	建物	80,740,043
	土地	213,829,337